

南相馬市の特定避難勧奨地点の設定の考え方（案）

（7月13、18、21日測定分）

平成23年7月30日
原子力災害現地対策本部

1. 特定に関する基本的な考え方

特定避難勧奨地点の特定に関する国の基本的な考え方は、

- ① 「事故発生以降1年間（平成23年3月12日～平成24年3月11日）の積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある地点」（以後、年間20mSv地点）、及び
- ② その近傍地点（なお、妊婦や子どもがいる世帯については、この近傍の評価に関し配慮する）を特定避難勧奨地点として特定する。

2. 今回の特定の考え方

今回の測定結果を「1」の考え方に基づいて整理すると、以下のとおり65地点が対象と考えられる。

- ① 今回、年間2.0mSv地点の基準となる線量率は、1m高さで3.1マイクロシーベルト毎時であった。その上で、1m高さで3.1マイクロシーベルト毎時以上の測定結果の地点は無かった。
- ② 7月21日に特定した地点の近傍で、妊婦や子どもがいる地点が29地点（大原、大谷、高倉及び押釜地区）あった。また、馬場地区の線量の高い地点（*）の近傍で、妊婦や子どもがいる地点が36地点（馬場及び片倉地区）あった。（なお、50cm高さで2.0マイクロシーベルト毎時以上の判断基準については、南相馬市との協議上の際に便宜上用いられたことは承知しているが、国としては、あくまで近傍を評価した結果、65地点を選定）

（*）6月27日の道路上のモニタリング結果（1m高）において、馬場地区内で3.1マイクロシーベルト毎時以上の地点が4点あり、それらのうち3点は、隣接する「小字」地区内に妊婦や子どもがいる地点がある。

南相馬市における特定避難勧奨地点の設定について

平成23年7月21日
原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」（原子力災害対策本部）に基づき、原子力災害現地対策本部、福島県及び南相馬市による協議を踏まえ、原子力災害現地対策本部は、下記の地区の住居に対し「特定避難勧奨地点」を設定し、本日、南相馬市に通知いたしました。

今後、南相馬市は対象となった住居の世帯に対し、個別に通知します。

また、原子力災害対策本部は、特定避難勧奨地点に設定された住居に対して、避難等に関する支援を行うとともに、当該地区のモニタリングを継続的に行ってまいります。

記

南相馬市鹿島区 ^{じまぼら} 櫛原の一部	1地点（1世帯）
南相馬市原町区 ^{おおがい} 大谷の一部	13地点（14世帯）
南相馬市原町区 ^{おおはら} 大原の一部	21地点（21世帯）
南相馬市原町区 ^{たかのくら} 高倉の一部	22地点（23世帯）
合計	57地点（59世帯）

以上

川内村における特定避難勧奨地点の設定について

平成23年8月3日
原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」（原子力災害対策本部）に基づき、原子力災害現地対策本部、福島県及び川内村による協議を踏まえ、原子力災害現地対策本部は、下記の地区の住居に対し「特定避難勧奨地点」を設定し、本日、川内村に通知いたしました。

今後、川内村は対象となった住居の世帯に対し、個別に通知します。

また、原子力災害対策本部は、特定避難勧奨地点に設定された住居に対して、避難等に関する支援を行うとともに、当該地区のモニタリングを継続的に行ってまいります。

記

川内村大字下川内字三ツ石・勝追の一部	1地点（1世帯）
合計	1地点（1世帯）

以上

南相馬市における特定避難勧奨地点の設定について

平成23年8月3日
原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」（原子力災害対策本部）に基づき、6月27日のモニタリング結果を踏まえ、原子力災害現地対策本部は、7月21日に、南相馬市の57地点（59世帯）に対し「特定避難勧奨地点」を設定しました。

今回、7月13、18及び21日のモニタリング結果等を踏まえ、原子力災害現地対策本部は、福島県及び南相馬市との協議の上、本日、下記の地区の住居に対し「特定避難勧奨地点」を設定し、福島県及び南相馬市に通知いたしました。なお、今回の特定地点には、7月21日の設定時に家族構成の確認ができていなかった住居が含まれています。

今後、南相馬市は対象となった住居の世帯に対し、個別に通知します。

原子力災害対策本部は、特定避難勧奨地点に設定された住居に対して、避難等に関する支援を行うとともに、当該地区のモニタリングを継続的に行ってまいります。

記

南相馬市鹿島区 ^{じまばら} 榎原の一部	1地点（2世帯）
南相馬市原町区 ^{おおがい} 大谷の一部	3地点（3世帯）
南相馬市原町区 ^{おおはら} 大原の一部	18地点（19世帯）
南相馬市原町区 ^{たかのくら} 高倉の一部	9地点（11世帯）
南相馬市原町区 ^{おしがま} 押釜の一部	3地点（3世帯）
南相馬市原町区 ^{かたくら} 片倉の一部	2地点（2世帯）
南相馬市原町区 ^{ばば} 馬場の一部	29地点（32世帯）
合計	65地点（72世帯）

以上

伊達市における特定避難勧奨地点の設定について

平成23年11月25日

原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」(原子力災害対策本部)に基づき、原子力災害現地対策本部は、6月30日に、伊達市の104地点(113世帯)に対し「特定避難勧奨地点」を設定しました。

今回、7月27～29日、8月14～16日及び23日のモニタリング結果等を踏まえ、原子力災害現地対策本部は、福島県及び伊達市との協議の上、本日、下記の地区の住居に対し「特定避難勧奨地点」を設定し、福島県及び伊達市に通知いたしました。

今後、伊達市は対象となった住居の世帯に対し、個別に通知します。

原子力災害対策本部は、特定避難勧奨地点に設定された住居に対して、避難等に関する支援を行うとともに、当該地区のモニタリングを継続的に行ってまいります。

記

伊達市^{りょうぜん しもおくに}靈山町下小国の一部 4地点(4世帯)

伊達市^{りょうぜん いしだ}靈山町石田の一部 1地点(1世帯)

伊達市^{ほぼら とみざわ}保原町富沢の一部 8地点(10世帯)

合計 13地点(15世帯)

以上

南相馬市における特定避難勧奨地点の設定について

平成23年11月25日

原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」（原子力災害対策本部）に基づき、原子力災害現地対策本部は、7月21日及び8月3日に、南相馬市の57地点（59世帯）及び65地点（72世帯）に対し「特定避難勧奨地点」を設定しました。

今回、9月4～9日のモニタリング結果等を踏まえ、原子力災害現地対策本部は、福島県及び南相馬市との協議の上、本日、下記の地区の住居に対し「特定避難勧奨地点」を設定し、福島県及び南相馬市に通知いたしました。

今後、南相馬市は対象となった住居の世帯に対し、個別に通知します。

原子力災害対策本部は、特定避難勧奨地点に設定された住居に対して、避難等に関する支援を行うとともに、当該地区のモニタリングを継続的に行ってまいります。

記

南相馬市鹿島区 ^{じまぼろ} 榎原の一部	2地点（2世帯）
南相馬市原町区 ^{おおはら} 大原の一部	10地点（11世帯）
南相馬市原町区 ^{たかのくら} 高倉の一部	2地点（2世帯）
南相馬市原町区 ^{ばば} 馬場の一部	6地点（7世帯）
合計	20地点（22世帯）

以上

【機密性 2 情報】

とりあえず支援 T 関係の問を起しました。

これで、フォーマット入れていきましょう。

問 年間 1 ミリシーベルト以上で生じた健康影響に対して責任を持てるのか。

問 帰還一辺倒ではなく、「移住する権利」など多様な選択肢と支援策を講ずべき時ではないか。

問 汚染水対策と健康リスク低減対策はいずれが重要か。

問 移住するか帰還するかということについて、放射線量を基準とした政治判断が必要になるのではないか。